

《論 說》

再度の刑の全部執行猶予制度をめぐる

一考察 (2)

—保護観察付全部執行猶予の 活用拡大の展望に関連して—

宍 倉 悠 太

【目次】

- I. はじめに
- II. 再度の刑の全部執行猶予制度の立法上の展開の分析
 1. 分析の視座及び対象となる論点
 2. 刑法の一部改正(1953(昭和28)年)及び執行猶予者保護観察法成立時(1954(昭和29)年)における再度の刑の全部執行猶予制度の分析
 3. 改正刑法草案(1974(昭和49)年)における再度の刑の全部執行猶予制度の分析
 4. 執行猶予者保護観察法改正(2006(平成18)年)及び更生保護法成立時(2007(平成19)年)における再度の刑の全部執行猶予制度の分析(以上前号)
 5. 法制審議会少年法・犯罪者処遇法部会(2021(令和3)年)の要綱で示された再度の刑の全部執行猶予制度の分析
- III. 再度の刑の全部執行猶予制度に関する司法上の運用の分析
 1. 分析の視座
 2. 再度の刑の全部執行猶予の言い渡し件数の推移(以上本号)
 3. 再度の刑の全部執行猶予の言い渡しに関する裁判例の分析—2000(平成12)年以降の動向を中心に
- IV. 保護観察付全部執行猶予の活用拡大の展望—むすびにかえて

5. 法制審議会少年法・犯罪者処遇法部会(2021(令和3)年)の要綱で示された再度の刑の全部執行猶予制度の分析

Iでも触れたとおり、再度の刑の全部執行猶予制度の見直しは部会第3回において配布された論点表の一項目として取り上げられ、部会第1分科会と部会全体会における議論を経て、要綱の「別添2」の「5 刑の全部の執行猶予制度の拡充」として呈示された内容となった。そもそもの提案が出された経緯等についてはIで確認しているため、以下では要綱の内容ごとに、個々の提案が部会分科会及び全体会においてどのように検討されていったのかを中心に整理を行い、分析をしたい。

(1) 「一 保護観察付執行猶予中の再犯についての執行猶予」について

当該提案ははじめ、分科会第1回会議における「考えられる制度の概要」に「保護観察付き刑の全部の執行猶予中の再犯に対する執行猶予を可能にすること」と記載された⁽⁹¹⁾。同提案は分科会のメンバーから概ね肯定的に受け入れられたが⁽⁹²⁾、その後、分科会第4回会議において「保護観察付刑の全部の執行猶予の期間内に犯した罪について、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする」とされ、「(ア)必要性及び相当性」「(イ)再度の執行猶予を言い渡すことが適当な事案」「(ウ)要件(再度の執行猶予を言い渡すことができる回数/具体的要件)」「(エ)運用に与える効果・影響」が検討課題として出された⁽⁹³⁾。そしてこのうち(ア)については、保護観察付執行猶予の目的が「再犯防止」と「改善更生」にあるところ、「そのような再犯防止、改善更生に失敗したとはいえない人につきましては、改めて保護観察付執行猶予に付することが許されるのではないか⁽⁹⁴⁾」ということから、その意義が認められるとされた。さらに(イ)については、「保護観察付執行猶予中の方が交通事故などの過失犯を犯した場合⁽⁹⁵⁾」や、「覚醒剤自己使用の罪を犯して、保護観察付執行猶予中の方が、覚せい剤事犯者処遇プログラムを熱心に受講されており、覚醒剤の使用を絶っていたのですが、プログラム修了前に、衝動

的に覚醒剤を自己使用してしまい、その後直ちにこれまでのプログラムの受講経験などを踏まえて、真摯に反省して自首した⁽⁹⁶⁾」という場合が当てはまる例として挙げられたほか、「それ以外にも直ちに実刑に処するよりも、社会内処遇を継続する方が、保護観察付執行猶予の趣旨に合致するという類型⁽⁹⁷⁾」があるということが挙げられた。

他方、(ウ)のうち「再度の執行猶予を言い渡すことができる回数」については、「再度執行猶予を付す場合は、飽くまでも例外的な措置と考えるべきであり…、偶発的、突発的な事態といえる場合に限って、例外的に再度執行猶予の余地がある⁽⁹⁸⁾」一方、「繰り返し、数回にわたって再犯を重ねる者については、それはもはや偶発的、突発的な犯行とは言い難いわけですので、例外的に執行猶予を付すべき前提を欠いている⁽⁹⁹⁾」ことが指摘された。さらに「再犯を犯した場合には刑務所に収容されることがあり得るという、緊張感を持った上で改善更生を図るところに重要な意味がある…。このような観点からは、再度の執行猶予について過剰な期待を与えることは、本人の更生にとっても適切ではない⁽¹⁰⁰⁾」といった理由から、再度の執行猶予を言い渡すことができる回数は1回に限るべきことが指摘された。次に、「具体的要件」については、現状の「情状に特に酌量すべきものがあるとき」という要件を巡って対立する意見が出された。すなわち、再度の全部執行猶予の判断は、「保護観察付執行猶予による再犯防止あるいは改善更生に失敗したとは言い難く、あるいは保護観察を継続する方が再犯防止や改善更生に資するか否かというそういう判断をする必要が生じるわけですが、この判断は、この今ある刑法の要件の当てはめの中で適切に行うことができる範囲のものではないか⁽¹⁰¹⁾」という意見が出された一方で、「もう少し、再度の執行猶予の趣旨が、社会内処遇がふさわしいと、継続して社会内処遇をすることがふさわしいという観点が、より強く入ってくるのではないか⁽¹⁰²⁾」ということから、「やったことの重い軽い、責任の問題とはちょっと違う観点もある⁽¹⁰³⁾」ということで、行為責任とは異なる観点からの判断要件をより

明確にすべきではないかという意見も出された。その後(ウ)については分科会第6回会議でも論点となったが、特段の意見は出されなかった。

次に、(エ)については、「再度の保護観察付執行猶予を可能にする制度を作った場合には、それがより効果的に使われるという方向に判断が動くのではないか⁽¹⁰⁴⁾」という意見や、「保護観察付執行猶予の期間内に犯した罪について再度の執行猶予を言い渡すことができることとすることによって、ちゅうちよがあったとすれば、そのちゅうちよなしに初度の保護観察付執行猶予を言い渡し得ることになるのではないか⁽¹⁰⁵⁾」といった、運用の積極化を示唆する意見があった。しかしこの一方で、保護観察付執行猶予を言い渡しやすくするためには、「単純執行猶予と保護観察付執行猶予とを比べて、行為責任の観点では、保護観察付執行猶予の方が単純執行猶予となる場合に比べて必ずしも重いと限らないという前提で運用されるべき⁽¹⁰⁶⁾」であり、その趣旨が表されるべきとの意見も出された。この結果、(エ)についてもさらに分科会第6回会議において検討されることとなり、当該回においてはまず、保護観察付執行猶予の言い渡し基準について確認が行われ、最高裁判所所属の幹事から、「基本的には、執行猶予が相当な事案のうち保護観察に付する必要があるもの、すなわち、被告人の資質や環境等を考慮して、本人の改善更生のために保護観察所による補導援護、指導監督が必要と考えられるものについて、保護観察付執行猶予にしているというのが現状⁽¹⁰⁷⁾」との回答があった。これを受けて、保護観察付執行猶予は「行為責任というよりは、保護観察の目的であります、犯罪者の改善更生を図る点に重点がある⁽¹⁰⁸⁾」こと、そのうえで、初度目の保護観察付執行猶予の言い渡しに関して「万が一あり得たちゅうちよの部分が解消されますと、より適切に、保護観察の目的であります対象者の改善更生、社会復帰のための処遇を確保できるのではないか⁽¹⁰⁹⁾」との意見が出された。

このように、「保護観察付執行猶予中の再犯についての執行猶予」については、分科会第6回会議までの間にほぼ意見が集約された。しかし I

でも示したように、その後部会第7回会議において、保護観察付執行猶予の活用に対する懸念が示されたことから、分科会第7回会議において「保護観察付執行猶予をより積極的に活用するためにどのような方策が考えられるか」という点がさらなる検討課題として示されることになった⁽¹¹⁰⁾。そこで同分科会では、改めて保護観察付執行猶予の言い渡し基準についてより詳細な確認が行われ、そこには、「保護観察付執行猶予を実刑と単純執行猶予の中間的な重さの刑と位置付けて、単純執行猶予、保護観察付執行猶予、実刑という刑の重さのバリエーションの中から当該事案の責任の重さに応じた刑を選択する⁽¹¹¹⁾」という考え方と、「実刑ではなく執行猶予が相当であると判断した事案のうち、被告人の資質や環境等を考慮して、本人の改善更生のために保護観察所による補導援護、指導監督が必要と考えられる者に保護観察付執行猶予を言い渡す⁽¹¹²⁾」という考え方があるということ、そして「現在の実務では、多くの裁判官は基本的には後者の考え方に基づいて判断している⁽¹¹³⁾」ということが確認された。そしてこれを踏まえて、今回の提案は、「保護観察付き執行猶予の期間内の再犯について執行猶予を言い渡すことができないので、それが初度の執行猶予に保護観察を付するかどうかを判断するに際して裁判官のちゅうちょの原因になっている場合があるのではないかという指摘があることから、そのような障害がある場合があるなら、それを取り除くということを方向性とするものでして、これは、保護観察に付する必要がある執行猶予者には、その必要性に応じて保護観察に付するようにして、保護観察付執行猶予の活用を図ろうとするものである⁽¹¹⁴⁾」こと、「第3分科会において検討されている保護観察の内容を一層充実させようとする制度あるいは施策というのは、これも改善更生のために必要な措置として保護観察が実効的に活用されるようにするためのもの⁽¹¹⁵⁾」であることから、「検察官においても改正がなされた趣旨を踏まえて保護観察に付する必要があると考えられる事案については、公判において、より積極的に保護観察に付する必要性に関する主張立証を行う

ことになると考えられる⁽¹¹⁶⁾」ことが主張された。さらに、部会が主たるターゲットとしている若年者については、統計に基づき、若年であることが「保護観察を付するか否かを判断する際の一定の積極的な考慮要素とされていると考えて問題はない⁽¹¹⁷⁾」こと、仮に少年法適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合、「裁判官が18歳、19歳の者に対して、より積極的に保護観察に付する判断をするということも期待できるのではないか⁽¹¹⁸⁾」ということ、さらに、年齢引き下げに伴い18歳・19歳の者に言い渡される可能性がある「保護観察に付されない単純執行猶予にも、再び犯罪を行った場合には刑事施設に収容されるという心理的な威嚇効果により再犯防止を図るといった刑事政策意義は当然ある⁽¹¹⁹⁾」ということが主張された。そして、これらの検討を最後に、本項目については分科会において最終的な意見の一致が認められた⁽¹²⁰⁾。また、その後の全体会においても、この提案を支持する意見があった⁽¹²¹⁾。なおこれ以外に、この論点に関わる部会全体会での指摘はIで述べたとおりである。

(2) 「二 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期」について

当該提案も初めに分科会第1回会議の検討項目案の中で挙げられたものだが、このときは「再度の刑の全部の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を引き上げること」と記載されていた⁽¹²²⁾。この点について当該分科会では、現行の再度の全部執行猶予の対象となる1年以下の懲役・禁錮という期間は相当短いのではないかという観点から、「本来ならば再度執行猶予を付けたい事件でありながら、量刑評価としては懲役1年を上回ってしまうことから執行猶予を付けられない事件が実際に存在し得るのか⁽¹²³⁾」という質問が呈示された。これに対し、検察の立場から、「起こした事件単体で考えると執行猶予相当であると考えられるんだけど、異種の前科があり、既にそれが執行猶予中であるという場合⁽¹²⁴⁾」や「累行性のある犯罪の場合に、本人もその犯罪からの離脱に努めているという過程で、たまたま偶発的に次回の犯行に至ったといったような場

合⁽¹²⁵⁾」といったケースが考えられるとの回答があった。他方、弁護人の立場からも、感覚的に、「覚醒剤事案全体に対して量刑が恐らく重くなった結果、再度の執行猶予は言い渡されなくなったのではないか…。それで、…言い渡し刑期としてはある程度重いものではあるけれども、社会内処遇がふさわしいというようなものを、適切に社会内処遇にするということをするためには、再度の刑の全部執行猶予の言い渡し刑期の上限を上げるということはあるのではないか⁽¹²⁶⁾」といった指摘があった。そのうえで、再度の刑の全部執行猶予の制定当時の議論を改めて確認し、「それが現状の犯罪情勢あるいは量刑事情を踏まえてどこまで妥当するのかに依じて、アプローチしていくのがよいのではないか⁽¹²⁷⁾」という意見や、「見直しによって新たにどういう事件を対象にするのか、あるいはまた判断の基準なり要件なりというのをできるだけ明確にして⁽¹²⁸⁾」いくべきであるという意見が出された。

これらを踏まえ分科会第3回会議では、確定裁判の宣告刑の刑期に関する統計資料が呈示されることになった⁽¹²⁹⁾。そしてこの内容に基づく顕著な傾向として「懲役・禁錮1年以下の刑の割合というのは、実刑、執行猶予を通して全体として大幅に減っているということ⁽¹³⁰⁾」が指摘され、「1年を超えて2年以下の懲役刑が言い渡される執行猶予事案が、直ちに悪質・重大であるといえるかということ、最近の量刑分布を見る限り、昭和28年当時と同様の評価はしづらくなっているのではないかと思われる、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を、現在の1年から2年に引き上げることについては、この統計だけを見る限りでは説明が可能なように思われ⁽¹³¹⁾」という意見や、「宣告された犯罪の重さと、そのような刑を宣告された対象者が、社会内でどのような改善更生が期待できるかということ、その双方のバランスをとりつつ、対象者の選別として宣告刑1年、2年、3年という辺りを検討するのがよいのではないか⁽¹³²⁾」という意見が出された。

こうした意見に基づき当該提案は論点が整理され、分科会第4回会議

において「再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限を引き上げる」という項目の下に、「(ア)必要性及び相当性」と「(イ)再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限(1年)の引上げの程度(A案:2年とする/B案:3年とする)」が検討課題として出された⁽¹³³⁾。

このうち(ア)の必要性については、現在の量刑傾向から、「懲役1年を上限とするのでは、余りに再度の執行猶予の可能性が限定されすぎる…、実際1年を超える刑を科すべき事件についても、実刑を回避して社会内処遇を選択することが、本人の改善更生・再犯防止に資する場合は十分に存在する⁽¹³⁴⁾」ということから、引き上げの必要性があるとの意見が出された。同様に、相当性についても、現行法の1年という上限に「理論的な必然性があるわけではないと考えておりますので、これを修正することについても十分に相当性はある…。すなわち再度執行猶予を科す刑期の上限につきましては、行為責任の関係あるいは刑罰目的との関係において、実刑を回避することが、いかなる範囲で正当化し得るかという観点から検討すべき問題ですので、…初度の執行猶予と再度の執行猶予の間に、本質的な相違といったものは存在しない⁽¹³⁵⁾」ことから、「現行法における初度の上限である3年を超えない範囲であるならば、上限の刑期を1年から引き上げることに、相当性、許容性がある⁽¹³⁶⁾」との意見が出された。この点については、その後の分科会ではそれ以上の論点は出されなかった。

次に、(イ)についてだが、分科会第4回会議では、上記のとおり引き上げの程度を2年とするA案と、3年とするB案とが出された。そのうえで、「刑期の上限について、少なくとも2年とする限度においては、再度の執行猶予を言い渡すことができるようにしても、現行法の考え方と矛盾するものではない⁽¹³⁷⁾」という意見や、「執行猶予に付するか否かの判断におきましては、初度も再度も本質的な相違はないという観点を徹底するのであれば、B案も十分あり得る…。ただ、現行法からいきな

りB案に修正するというのは、余りにも変化が大きすぎる…。また、執行猶予による心理的強制が功を奏さず再犯に至ったという事情は、再度の執行猶予を付すか否かの判断においても、行為者の責任を加重し、したがって執行猶予を回避する方向で機能すると考える余地がありますので、…A案を選択することにも十分に理由がある⁽¹³⁸⁾」という意見などが出された。さらに理論上の問題として、「初度に執行猶予を付する場合と、執行猶予中あるいは保護観察付執行猶予中であるにもかかわらず再犯に及んで再度の執行猶予を付すかどうかということを考える場面とで、その執行猶予中である、あるいは保護観察付きの執行猶予中であるということ自体が、その犯した行為の行為責任の重さに影響を与える事柄なのか、すなわち、初度の場合と再度の場合とでは、行為責任の重さに違いがあるのかどうか、その違いが執行猶予を許容する刑期の上限の在り方に影響を与えるのか⁽¹³⁹⁾」という点が指摘された。一方、実務上の問題として、「例えば、執行猶予期間中の再犯について、実刑判決を受けたもののうち、例えば懲役2年超3年以下の刑となった事案が、どのような事案なのかなど、実際の量刑傾向を検討した上で、再度の執行猶予の対象とすべき事案がどのようなものか、イメージを共有することが、今後の議論においては有益である⁽¹⁴⁰⁾」という点が指摘された。

これを踏まえ(イ)については、分科会第6回会議において「再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限の引上げの程度⁽¹⁴¹⁾」という検討課題の下、「執行猶予期間中に犯した罪について2年超3年以下の懲役・禁錮(実刑)が言い渡された事案⁽¹⁴²⁾」に関する資料提供が行われ、これを受けてさらに意見交換が行われた。そこでは、「執行猶予付きの有罪判決は、絶対に再犯を犯してはいけないという強い警告的機能を有しています。その分だけ、一般人以上に反対動機の形成を容易にする状況があったにもかかわらず、あえてその警告を無視して再犯に至ったという事情は、やはり行為責任を加重し、本人に対する法的非難を高める要素である⁽¹⁴³⁾」ということから、刑期の上限を2年とするA案を採用すべ

きとの意見が出された。さらに上限を3年とするB案を採用すべきでない理由として、「執行猶予期間中に再犯に至った者については、行為責任が典型的に重くなるという観点は、個別の行為者について量刑評価をするときだけではなく、刑罰に関する制度を設計する際にも、言わば重要な立法事実として意味を持ち得る⁽¹⁴⁴⁾」ということ、「再度の執行猶予については、判断が厳格になるであろうこと、したがって、再度の執行猶予の可能性については安易な期待をすべきではないということ」を立法段階でメッセージとして具体化することにも、一定の理由がある⁽¹⁴⁵⁾ということが挙げられた。さらに、運用に係る観点から、「法定刑の下限が低い犯罪につきましては、再度執行猶予を付けたいにもかかわらず、それが付けられないという問題は、A案を採用しても、ほとんど生じない⁽¹⁴⁶⁾」一方で、「重大犯罪につきましては、初犯であれば執行猶予を付すことが相当な事案があるとしても、執行猶予期間中に再犯に至った場合についてまで、再度の執行猶予を付すべき事案は、ほとんど考え難⁽¹⁴⁷⁾」く、「執行猶予期間中の重大犯罪については再度執行猶予を付すべきではないというメッセージを示すことにも重要な意義がある⁽¹⁴⁸⁾」ということが主張された。そしてこの主張に賛同する意見が出され⁽¹⁴⁹⁾、再度の刑の全部執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限については2年とするA案の形で、分科会の意見は一致をみることになった。またその後の全体会においても、この提案を支持する意見があった以外は⁽¹⁵⁰⁾、特段の意見は出されなかった。

(3) 「三 猶予期間経過後の執行猶予の取消し」について

当該提案については、部会第4回会議においてその意義が強調され⁽¹⁵¹⁾、分科会の議題に挙げられたものである。当該提案は最終的に要綱において、「1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、新自由刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言い渡しがない場合は、その刑に

処せられたのが猶予の期間経過後であっても、刑の全部の執行を猶予された当初の刑を執行することができる仕組みを設けるものとする」、「2 1の場合において、刑の全部の執行を猶予された当初の刑を執行するための手続は、更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に開始しなければならないものとする」、「3 刑の一部の執行猶予についても、1及び2と同様の仕組みを設けるものとする」という3つの内容に整理されることになった⁽¹⁵²⁾。

当該提案については1でも確認したとおり、執行猶予取消の心理的強制による特別威嚇効果により、その再犯防止機能を維持することが主な趣旨として提案されたものである。以下、検討課題の呈示までの経緯を示したうえで、上記の特別威嚇効果を巡る論点を中心に指摘したい。

①検討課題の呈示までの経緯

はじめに、執行猶予期間経過後の執行猶予取消については、分科会第1回会議における検討項目案において「執行猶予期間中の再犯について、執行猶予期間経過後であっても一定の条件の下で取り消し得るものとする」と記載された⁽¹⁵³⁾。

同会議においてはこの論点に関連して、「執行猶予期間中に再犯に及んだけれども確定前に執行猶予期間が切れてしまったということ、それそのものはしばしば経験する事態である⁽¹⁵⁴⁾」との説明があったほか、執行猶予期間経過後の取消しを巡る問題として、「執行猶予の取消しにつきましては、期間中に再犯を犯したという事実が決定的でありまして、判決の確定、それ自体は重要ではない気がいたしますので、期間内に判決が確定したことを要件とすることには実は十分な合理性がないような気がいたします。ただ、その反面としまして、無罪推定原則が及んでおりますので、判決が確定するまでは無罪の推定が続くわけです。したがって、判決確定を待たずに本人にとって不利益な処分を科すことが正当化できるかという問題も出てくる⁽¹⁵⁵⁾」との指摘があった。他方、保護観察

付執行猶予の場合に、「刑の執行ではないにせよ、刑罰を受けていたに等しいような状況を過ごしているわけです。それで、目一杯それは務めた後に取り消されて、実刑に服するということになる、それは実質的な二重処罰になるのではないかというようなことも考えられる…。…二重処罰ではないかということに対する何らかの手当てが必要なのではないか⁽¹⁵⁶⁾」との意見も出された。

その後、分科会第3回会議においては、上記の無罪推定原則との関係を検討したうえで執行猶予期間経過後の取消しを正当化できるかに関する意見が呈示された。すなわち「飽くまでも執行猶予の取消しにおきましては、執行猶予期間中に再犯を犯したという事実、そして、その事実が執行猶予期間の経過の前後を問わず、刑事裁判において認定され、確定したという事実が決定的に重要である⁽¹⁵⁷⁾」ことから、「理論的には、執行猶予期間中に公訴の提起があったことは、本来要件とする必要はないはずですが。しかしながら、この要件を外しますと、執行猶予期間中の再犯については、公訴時効が完成しない限り、いつになっても執行猶予が事後的に取り消される可能性が残ることになりますので、対象者の法的地位が極めて不安定にな⁽¹⁵⁸⁾」ることが指摘された。そして公訴提起を要件とする意義としては、「本来必要でないところを、政策的な観点、…、対象者に対する恩恵的な観点から要件を科すと考えますと、無罪推定原則との関係で抵触は生じないと考える余地がある⁽¹⁵⁹⁾」との意見が出された。

これらを踏まえ、分科会第4回会議では論点が整理され、最初の検討課題が呈示されることになった。この時には項目自体が「刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合について、猶予期間経過後であっても、執行猶予の言い渡しを取り消して刑を執行することができるものとする」と記載され、その検討課題として、「(ア)必要性」、「(イ)要件(他の罪について有罪判決が確定したこと／猶予の期間内に公訴が提起されたこと／その他)」、「(ウ) 猶予期間経過の効果(刑法第27条)との関係」、

「(エ) 執行猶予の取り消しの在り方(必要的取消とするか裁量的取消とするか)」、「(オ) 併せて以下の仕組みを設けるか否か(刑の一部の執行猶予(刑法第27条の2)、仮釈放(刑法第28条)の期間内に更に罪を犯した場合、期間経過後であっても同様に刑を執行することができる仕組み/猶予期間経過後に執行猶予を取り消した場合には、(経過した)猶予期間分を考慮して早期に仮釈放を行う仕組み)」の五点が出された⁽¹⁶⁰⁾。以下ではこのうち、執行猶予期間中の特別威嚇効果を巡る検討課題として、(ア)(イ)(エ)を中心に確認する。

②執行猶予期間中の特別威嚇効果を巡る検討課題の確認

第一に、(ア)の「必要性」について確認したい。

この点については、分科会第4回会議において、「端的に執行猶予の期間内に罪を犯した場合に、裁判の確定時期によっては執行猶予が取り消せなくなるという事態を解消する必要があると考えられることによる⁽¹⁶¹⁾」ということから必要性を満たすという意見が出される。しかしその後、部会第7回会議において「これまでの運用を変えなければならないのかということについての必要性や必然性が、どうも十分理解できない⁽¹⁶²⁾」との疑義が呈示されたことから、改めて分科会第7回会議で検討され、「現行法がこのような制度を採用している以上、当事者の関心が有罪判決の確定時期に向けられることは、言わば必然である…。…本来は執行猶予の取消しの可否において本質的ではないはずの事柄が実務において重要視されているということは、やはり正当化し難い⁽¹⁶³⁾」こと、そして、「現行法の制度は、執行猶予期間の満了が近付けば執行猶予による再犯防止機能が低下するという問題がある⁽¹⁶⁴⁾」ことが再度確認された。その後この点については、部会第8回において、「現在の法制度において、執行猶予の取消しを免れるために不当な裁判の引き延ばしが行われているといったことはなく、運用状況に問題はない⁽¹⁶⁵⁾」という観点からの不要論と、「再犯の公判に要した期間によって取消しの可否が左

右されるのは公平とは言い難い⁽¹⁶⁶⁾」「裁判をしたことによって猶予期間が経過してしまい、有罪が認定されても執行猶予を取り消すことができないという事態は望ましくない⁽¹⁶⁷⁾」という観点からの必要論の対立がみられたが、その内容が双方ともその後の意見要旨に記載されたまま、要綱の取りまとめへと至ることになった。

次に(イ)の要件について確認する。

この点については、執行猶予期間中の再犯と、それが刑事裁判において認定されたことが要件であることが改めて確認されたうえで、「執行猶予が取り消され得る状態が余りに長期にわたることによって執行猶予者の地位が著しく不安定となることは防止しなければなりませんので、政策的に執行猶予を取り消すための時的限界を画する条件を設ける必要があ⁽¹⁶⁸⁾」るということ、そして、「その再犯について猶予の期間内に公訴提起がなされることを要するものとすれば、そういった要請を満たすこともできる⁽¹⁶⁹⁾」ということが指摘された。さらにこの点については、「執行猶予の当否等を考えるのは極めて個別の事案に即した判断であろうと思いますので、裁判所が執行猶予を取り消すことができる期間を一律に制限してしまうということは適切ではない⁽¹⁷⁰⁾」としたうえで、「そもそも執行猶予の取消しは、裁判所の職権判断によるものではなく、検察官の請求に基づいて行われているものですから、検察官がそのような請求をできる期間を一定のものに限定することによって、対象者の方をいつまでも不安定な状態に置くことを回避するのが、現行法を踏まえた上での考えられる制度ではないか⁽¹⁷¹⁾」という形で、取消については検察官が主導すべきという意見が出された。この意見は、その後の分科会第6回で提示された「考えられる制度の概要」において「(a) 更に犯した罪について猶予の期間内に公訴が提起されたこと」「(b) 執行猶予の言い渡しを取り消すべき場合において、検察官の請求が一定の期間内に行われたこと」という文言として反映され⁽¹⁷²⁾、さらに分科会第9回にも反映されることとなった。ただし、(b)については、「…『一定の期間』につき

ましては、実務的な観点からの調査を十分に行った上で、確定する必要があると考えられることから、現段階では具体的な記載とはしていません⁽¹⁷³⁾」との説明があり、それが最終的に要綱に反映されることとなった。

最後に、(エ)については、分科会第4回会議において、「そもそも再犯の場合に必要な取消しである必要があるのかというのも、本来は考えるべきところなのだろう⁽¹⁷⁴⁾」として、「そもそも期間経過後に限らず再犯の場合に必要な取消しとしないで、…仮に取り消したとしても、全部実刑にして、その期間全部服役しなければならないという制度ではなくて、例えばその一部を免除するとか、あるいはその一部について執行猶予にする⁽¹⁷⁵⁾」という制度もありうるのではないかという意見が出された。他方、この意見に対しては、「再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて、実質的に重要なのは、…猶予期間内に罪を犯したという事実であるということ踏まえすと、再犯については有罪裁判の確定時期が猶予期間経過の前後いずれかによって、結論を異にするというのは合理的ではない⁽¹⁷⁶⁾」ということ、さらに「猶予期間内の公訴提起を要件とする限りは、その後有罪判決が確定するまで長期間を要するわけではないと思われしますので、執行猶予の取消しまでに執行猶予者を苛酷あるいは不安定な状況に置くことは回避できるのではないか…。…様々な刑事政策的な考慮を踏まえて裁量の取消しをするという制度を考えた場合…。…執行猶予が取り消されるか否か、あらかじめ明らかではありませんし、猶予の期間内の再犯について、量刑を行う裁判所としても執行猶予が取り消されるかどうか、いずれを想定して量刑を行ってよいか、判断を迷われるのではないか…⁽¹⁷⁷⁾」という観点から、「裁判所が再犯の量刑を決める際の情状として考慮するということにして、他は現行の制度に合わせるのがよいのではないか⁽¹⁷⁸⁾」という反論が出た。また、同様の反論として、「猶予期間のほとんどの期間を無事に過ごしていながら、最後の最後になって初めて再犯を犯したというケースにつきましては、本人が更生に向けて頑張ったことをある程度有利にしんしゃくする必要は

ある…。ただ、それは…、再度の執行猶予を付すべきかという観点から検討が可能である⁽¹⁷⁹⁾」ことから、「執行猶予期間中の再犯について実刑を科す場合については、執行猶予期間中の本人の改善更生に向けられた努力を、一定の限度では、量刑判断として有利にしんしゃくすることは十分に可能である…、特別な措置、仕組みを設けることにつきましては、やや消極的な印象を持って⁽¹⁸⁰⁾」いるとの意見が出された。

この必要的取消が裁量の取消かという点については、分科会でこれ以上の検討課題とはならなかった。また、その後の全体会では、「猶予期間内に犯した複数の再犯の一部の罪について、猶予期間内に公訴提起されたものの、残りの罪については猶予期間経過後に公訴提起されるという場合」や、猶予期間経過の前後に複数の再犯をした場合、「当該複数の各罪について、併合審理が行われ、併合罪として一つの刑に処せられたとき、この刑を原因として、執行猶予の言い渡しを取り消すことができるのか」といった点の問題提起が行われた⁽¹⁸¹⁾。このうち前者については、「猶予期間中に再犯を犯した場合には、いつまでも執行猶予が取消しになる可能性が残り、対象者の法的地位を過度に不安定にするおそれがあるため、言わば政策的な観点から、猶予期間内に公訴提起があったことを要件とし、…猶予期間内に公訴提起がなければ、今後執行猶予の取消の可能性がないことを対象者に保証する⁽¹⁸²⁾」ことから、「執行猶予期間中に、一部の犯罪について公訴提起が行われれば、対象者は執行猶予の取消の可能性を認識できる…ので、その法的地位を不安定にするおそれはない⁽¹⁸³⁾」という意見が出された。しかし後者については、「判例によれば、併合罪の量刑においては、個別的な量刑判断を行った上で、これを合算することは、法律上予定されていないと解されており…、そもそも個別の犯罪ごとの量刑判断を具体的に観念することができるのかという問題が生じ⁽¹⁸⁴⁾」ること、そして「常に併合罪の量刑判断は一体的であり、不可分であるとして、全体としての刑が禁錮以上であれば常に執行猶予を取り消すというのでは、…例えば猶予期間中の犯罪が軽微な

罪であったが、猶予期間後の罪が重大犯罪であり、それが量刑判断に圧倒的な影響を有する場合などについて、執行猶予の必要的取消しの範囲が不当に広がってしまうという問題が生じ⁽¹⁸⁵⁾ることから、「事案に応じて、何らかの柔軟な対応の余地を残しておくことも検討課題になり得る⁽¹⁸⁶⁾」ことが指摘された。こうした指摘を受けて要綱では、Iでも指摘したように、猶予期間内に公訴を提起されて新自由刑以上の刑に処せられた場合の執行猶予の必要的取消が裁量の取消に改められたほか、同様に罰金に処せられた場合の裁量の取消については削除され、刑法27条との関係に関する記載も削除されることとなった。

この他に、取消しに関する分科会第4回の議論では、「一方で、取り消したとした場合に例えばその刑を一部免除するとか、そういうことについては、また一方で今の話とは別に検討したらいいのではないか⁽¹⁸⁷⁾」という意見が出され、その後分科会第9回会議において「執行猶予を取り消した場合には、経過した猶予期間分を考慮して、刑の一部の執行を免除し得る仕組み」として検討課題に加筆されることになった⁽¹⁸⁸⁾。しかし、同会議においては、最高裁判所所属の幹事から、その趣旨が曖昧である旨が指摘された。すなわち、「刑の一部の執行を免除する理由をはっきりとさせた上で、その理由が行為責任に基づいて定められた刑の一部の執行を免除するに足る理由なのかどうかということについて、慎重に検討する必要があるのではないか⁽¹⁸⁹⁾」ということ、さらに、「その理由をどこに求めるかということによって考慮要素も当然、変わってくる…、例えば執行猶予の心理的圧力の下で生活していた負担や、あるいは保護観察を受けながら生活していた負担、さらには改善更生の進み具合などといったことを考慮要素と仮にするのであれば、それらについてどのように把握して評価するのか、それから、免除するか否かや免除する具体的な期間について適切な基準が立てられるのか…、これらの点についても慎重に検討する必要がある⁽¹⁹⁰⁾」という、理論上及び実務上の観点からの疑問が呈示された。この点についてはその後全体会において特段の指

摘は行われず、最終的に要綱に盛り込まれることは無かった。

(4)小括

以上、2021(令和3)年の法制審議会の要綱で示された再度の刑の全部執行猶予制度の見直しについて、その経過を確認してきた。これらの見直し内容については、Iでも示したとおり、2022(令和4)年6月の刑法改正によって実現し、今後公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになった。これらを踏まえ、最後に今回の要綱の意義について、Iで提示した論点に沿って、これまで確認した制度との比較なども行いつつ検討したい。

①2022(令和4)年の刑法改正後の条文

前提として、本稿と関連する条文として、2022(令和4)年の刑法改正後の25条2項と、27条2項を確認しておきたい。

第一に、刑法25条2項は、改正の結果、「前に拘禁刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言い渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない」となった。

第二に、刑法27条2項は、改正の結果新設され、「前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消されることが無くなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しが

されているものとみなす」と規定された。

②検討

まず、論点(A)(B)について、第一に初度目の刑の全部執行猶予に保護観察が付いた場合も再度の刑の全部執行猶予を言い渡すことを可能にしたという点、また、再度の刑の全部執行猶予は1回に限るとした点は、従来の改正刑法草案68条3項と同様の内容が今回の要綱においても提案され、改正において実現したものといえる。

しかし他方で、再度の刑の全部執行猶予の場合は必要的に保護観察に付されるという点や、全部執行猶予期間と保護観察期間が連動する構成となっている点については従来のまま据え置きとなった。これらの点からは、保護観察の改善更生目的をより強調する形で「行為者—危険性—予防」原理の下に位置づけようとする理解にはつながらないことになる。また、その提案に至る経緯を見ると、再度の刑の全部執行猶予はあくまで例外的な場合の適用にとどめるべきという意見や、再犯による刑務所収容の可能性に伴う緊張感を持った上で改善更生を図るといった意見があり、こうした意見に基づき今回の要綱の内容が呈示されたという点からも、保護観察付執行猶予の「威嚇」的側面や不利益処分性を強調する姿勢はなおも強い。

第二に、再度の刑の全部執行猶予を言い渡せる刑期が「2年以下の拘禁刑」へと引き上げられることとなった。これ自体を見ると、執行猶予の適用範囲をより「行為者—危険性—予防」原理に沿った形で拡大したという見方もできよう。ただしこの拡大も、近年において懲役・禁錮1年以下の刑が言い渡される割合が、実刑・執行猶予を通して大幅に減っているという実態を踏まえたうえで提案されたものであった。さらに、対象となる拘禁刑の刑期を3年以下まで引き上げるという提案もあったが、執行猶予中の再犯は行為責任を加重し法的非難を高める要素であるという点からその適用はより厳格にすべきという指摘に基づき、当該提

案は却下されている。こうした点を考えると、「行為者—危険性—予防」原理に基づく見直しの方で、なおも「行為—責任—応報」原理に基づく制度構成を維持しようとする向きも強いことが伺える。

次に、論点(D)に関してだが、今回の要綱の提案は、改正刑法草案でも挙げられていたように、執行猶予における特別威嚇効果を猶予期間中十全に機能させることが趣旨である。その内容を改正刑法草案と比べると、猶予期間中の犯罪について「公訴の提起がされているとき」とされ、猶予されていた刑の執行手続きは「更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に開始しなければならない」ことを要件としている点では共通していた。他方、今回の要綱では改正刑法草案と異なり、執行猶予の裁量的取消事由である執行猶予中の再犯によって罰金に処せられた場合が除外されているが、少なくともこれらはいずれも対象者の法的地位の安定性に配慮したものである⁽¹⁹¹⁾。この点からは、実務的な問題を解決する目的がある一方で、猶予期間経過後の刑の執行をある程度謙抑的にする構成にしたと理解できる。

なおこのほか、今回の要綱に至るまでの経緯では、「執行猶予を取り消すための要件の緩和」と「資格制限の排除」についても分科会において提案されたが、その後全体会での検討を経て、いずれも要綱への記載は見送られることになった。前者については、部会第10回会議において検討され、遵守事項違反による取消について「情状が軽いときを除き」と改めても、「法律上、具体的にどのような事案が新たに取り消されることになるのかは必ずしも明確ではなく、実際に取り消される事案の範囲がどの程度変わるものかも判然としない」「取消し件数が少ないことの原因が、法律上の要件が厳格であることのみにあるのかという点も明らかとは言えない」といった意見や⁽¹⁹²⁾、「原則として取消しというような書きぶりにするのは、社会内処遇を活用するという方向に逆行するのではないか⁽¹⁹³⁾」「やはり裁量的とはいえ、情状の軽い違反の場合を除いて取り消すことができるということは、社会内処遇をより充実させようという方向性とは

合致しないのではないか⁽¹⁹⁴⁾」という意見が出された。こうした結果を受けて部会第10回会議において、「まずは実務において、執行猶予が取り消されるべき事案を的確に把握してより積極的に取消請求を行うなど、一層の適切な運用に努めることによって対応し、制度化についてはその推移を見て改めて検討すべき⁽¹⁹⁵⁾」ということになり、要綱への掲載は見送られることとなった。他方、後者の「資格制限の排除」については、部会第8回において、少年法適用年齢が引き下げられた場合を踏まえ、「引下げの是非と併せて検討するということでしたら、やはり18歳及び19歳に対する別異の取扱いの可能性についても、きっちりと検討する必要があるのではないか⁽¹⁹⁶⁾」との意見が出されていた。しかし、部会第10回においては、「個々の資格制限規定は、それぞれの行政目的を実現するために設けられたものであり…、犯罪者の改善更生という刑事政策的目的が常に優先されるかのような規定を設けることは相当ではないと考えますし、仮に刑事裁判において個々の資格制限規定の適用の是非を判断するとしても、それぞれの行政目的や趣旨に照らして資格制限規定の適用を排除することが相当か否かという行政的判断を刑事裁判で行うことは困難であり…、相当でもない…⁽¹⁹⁷⁾」という意見が出され、「再犯防止推進計画に基づく各府省における見直しの要否の検討に委ねることが相当であるとの御意見があったところ、これに対して特段の御異論がなかったことから⁽¹⁹⁸⁾」、その後の要綱への記載は見送られることとなった。

保護観察付執行猶予における遵守事項違反による裁量的取消の基準が従来のまま「その情状が重いとき」とされたことは、少なくとも直ちにその運用が厳格になることを意味するものではない。また、刑の全部執行猶予者に対する資格制限規定の排除についても、その可能性がなくなったわけではなく、さらにその見直しの要否が検討されるということからは、今後の一定期間の運用を経た後でのさらなる議論を待つ余地がある。

これらの提案を鑑みると、今回の再度の保護観察付執行猶予を巡る見直しは、答申が結論で示したように、「犯罪者に対する処遇を一層充実

させる⁽¹⁹⁹⁾」ための方策であるという趣旨に沿っているという見方もできる。しかし上述のように、今回の提案は保護観察をより改善更生目的を強調する形で「行為者一危険性一予防」原理の下に位置づけようとするまでの提案ではなく、過去の改正刑法草案の内容ほどには保護観察付執行猶予の不利益処分性が緩和されたとはいえない。となると、そこでやはり気がかりになってくるのは、今後の運用によって、Iで挙げた「保護観察付執行猶予が多少は増えたとしても期待されているほどには活用されないおそれが高いのではないか」という懸念が完全に払拭されるのか、そしてそれが果たして犯罪者処遇の充実化に資するような結果をもたらすのかという点である。

この点、今回の改正が、保護観察付執行猶予の今後の運用を活性化するとともに、再度の刑の全部執行猶予自体の活用可能性も積極化する契機となるかを検討するうえでは、近時の再度の刑の全部執行猶予の運用上の動向を分析・検討し、今後の立法政策・運用政策に対して一定の方向性を示すことにも意義があると考ええる。そこで次に、再度の刑の全部執行猶予の言い渡しについて、最近の裁判例の動向を基に分析を行うことにしたい。

Ⅲ. 再度の刑の全部執行猶予制度に関する司法上の運用の分析

1. 分析の視座

はじめに、分析の対象及び方法を確認する。

第一に、分析の対象についてだが、Ⅱの5で確認したように、要綱における再度の刑の全部執行猶予を言い渡せる刑期の引き上げは、1年以下の懲役・禁錮の言い渡し実刑、執行猶予ともに大幅に減っているという平成以降の傾向を踏まえて提案されたものであった。そこで本稿でもこうした状況に合わせ、再度の刑の全部執行猶予の言い渡しがどのような傾向にあるのか、特に2000(平成12)年以降の約20年間における量的・質的動向を中心に分析を行うこととする。

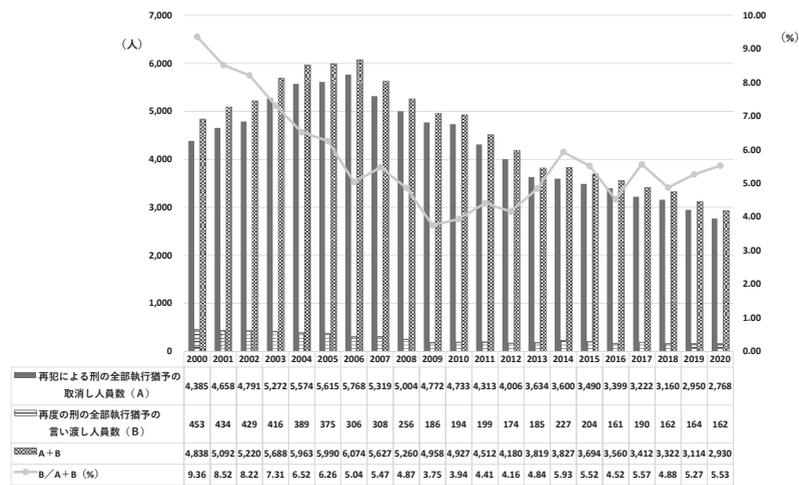
第二に、分析の方法、とりわけ裁判例の分析についてだが、はじめに刑の全部執行猶予の判断方法の枠組みを確認したうえで、再度の刑の全部執行猶予の言い渡し基準、とりわけ刑法25条2項における「情状に特に酌量すべきものがあるとき」の解釈に関して、コンメンタールや実務家の論考等を参考に具体的な判断要素を抽出し、これを小区分として分析上考慮すべき要素としたい。

2. 再度の刑の全部執行猶予の言い渡し件数の推移

次に、再度の刑の全部執行猶予の言い渡しに関する量的状況を確認する。

「再犯による執行猶予の取消しと、再度の猶予とでは、その確定時期が異なるので、この数字は厳密な対応関係にはないが、おおむね、この両者の合計数に占める再度の猶予の割合が、再度の執行猶予を付された者の割合に相当する⁽²⁰⁰⁾」といわれるように、再度の刑の全部執行猶予がどの程度言い渡されているかについては、これらの数値が一定の目安になる。そこで、2000(平成12)年から2020(令和2)年までの、「再犯による刑の全部執行猶予の取消しの人員」と「再度の刑の全部執行猶予の言い渡し人員」の合計に占める、再度の刑の全部執行猶予の言い渡し人員の割合を示した図1を見ると⁽²⁰¹⁾、再度の刑の全部執行猶予の言い渡し人員は2000(平成12)年の453人から漸減し、2020(令和2)年には162人となっている。他方、割合に着目しても、2000(平成12)年の9.36%から低下しており、2009(平成21)年以降は若干上昇しているものの、2020(令和2)年でも5.53%であり、最近は3%から5%台で推移している。裁判確定人員のうち懲役刑では約6割、禁錮刑ではほぼ全件にわたり全部執行猶予が言い渡されている現状から鑑みると⁽²⁰²⁾、初度目の執行猶予の広範な運用と異なり、再度の刑の全部執行猶予の言い渡しは極めて低調であるといえよう。こうした状況を踏まえ次に、再度の刑の全部執行猶予の言い渡しの際の質的状況について、裁判例の分析を行う。

図1：再犯による刑の全部執行猶予の取消し人員、再度の刑の全部執行猶予の言い渡し人員、および両者の合計に占める再度の刑の全部執行猶予の言い渡し人員の割合の推移（2000—2020年）



- (91) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討項目案)(部会第1分科会第1回会議配布資料3)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001236213.pdf>(2022年1月7日閲覧)。
- (92) 「部会第1分科会第1回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001238778.pdf>(2022年1月7日閲覧)、12頁(加藤俊治幹事、橋爪幹事、今井委員発言)。
- (93) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討課題等)(部会第1分科会第4回会議配布資料12)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001246043.pdf>(2022年1月7日閲覧)。
- (94) 「部会第1分科会第4回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001251518.pdf>(2022年1月7日閲覧)、3頁(今井委員発言)。

- (95) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、4頁(今井委員発言)。
- (96) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、4頁(今井委員発言)。
- (97) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、4頁(今井委員発言)。
- (98) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、4頁(橋爪幹事発言)。
- (99) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、4頁(橋爪幹事発言)。
- (100) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、5頁(橋爪幹事発言)。
- (101) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、6頁(加藤幹事発言)。
- (102) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、8頁(青木和子委員発言)。
- (103) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、8頁(青木委員発言)。
- (104) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、3頁(今井委員発言)。
- (105) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、7頁(加藤幹事発言)。
- (106) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、5頁(青木委員発言)。
- (107) 「部会第1分科会第6回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001255861.pdf>(2022年1月7日閲覧)、3頁(福島直之幹事発言)。
- (108) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、3頁(今井委員発言)。
- (109) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、3頁(今井委員発言)。
- (110) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討課題等)(部会第1分科会第7回会議配布資料22)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001258203.pdf>(2022年1月7日閲覧)。
- (111) 「部会第1分科会第7回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001260686.pdf>(2022年1月7日閲覧)、3頁(福島幹事発言)。
- (112) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、3頁(福島幹事発言)。
- (113) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、3頁(福島幹事発言)。
- (114) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、3頁(加藤幹事発言)。
- (115) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、3頁(加藤幹事発言)。

言)。

- (116) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、3頁(加藤幹事発言)。
- (117) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、4頁(加藤幹事発言)。
- (118) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、4頁(加藤幹事発言)。
- (119) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、4頁(今井委員発言)。
- (120) 「部会第1分科会第9回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001265012.pdf>(2022年1月7日閲覧)、1頁(玉本将之幹事発言)。
- (121) 「部会第10回会議議事録」、前掲注15)、2頁(川原委員発言)。
- (122) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討項目案)」、前掲注91)。
- (123) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、13頁(橋爪幹事発言)。
- (124) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、14頁(加藤幹事発言)。
- (125) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、14頁(加藤幹事発言)。
- (126) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、14頁(青木委員発言)。
- (127) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、15頁(今井委員発言)。
- (128) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、15頁(福島幹事発言)。
- (129) 「統計資料4(確定裁判の宣告刑の刑期に関するもの)(部会第1分科会第3回会議配布資料10)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001240182.pdf>(2022年1月7日閲覧)。
- (130) 「部会第1分科会第3回会議議事録」、前掲注17)、8頁(加藤幹事発言)。
- (131) 「部会第1分科会第3回会議議事録」、前掲注17)、9頁(加藤幹事発言)。
- (132) 「部会第1分科会第3回会議議事録」、前掲注17)、9頁(今井委員発言)。
- (133) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討課題等)」、前掲注93)。
- (134) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、8頁(橋爪幹事発言)。
- (135) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、8頁(橋爪幹事発言)。
- (136) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、9頁(橋爪幹事発言)。
- (137) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、9頁(加藤幹事発言)。
- (138) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、9頁(橋爪幹事発言)。
- (139) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、9頁(加藤幹事発言)。

- (140) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、9頁(橋爪幹事発言)。
- (141) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討課題等)(部会第1分科会第6回会議配布資料16)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001252850.pdf>(2022年1月7日閲覧)。
- (142) 「執行猶予期間中に犯した罪について2年超3年以下の懲役・禁錮(実刑)が言い渡された事案(部会第1分科会第6回会議配布資料17)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001252851.pdf>(2022年1月7日閲覧)。
- (143) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、5頁(橋爪幹事発言)。
- (144) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (145) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (146) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (147) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (148) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (149) 「部会第1分科会第6回会議議事録」、前掲注107)、6-8頁(加藤幹事、今井委員発言)。
- (150) 「部会第10回会議議事録」、前掲注15)、2頁(川原委員発言)。
- (151) 「部会第4回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001232868.pdf>(2022年1月7日閲覧)、39-40頁(橋爪幹事発言)。
- (152) 「諮問第103号に対する答申案」、前掲注1)、8頁。
- (153) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討項目案)」、前掲注109)。
- (154) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、18頁(加藤幹事発言)。
- (155) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、18頁(橋爪幹事発言)。
- (156) 「部会第1分科会第1回会議議事録」、前掲注92)、19頁(青木委員発言)。
- (157) 「部会第1分科会第3回会議議事録」、前掲注17)、10頁(橋爪幹事発言)。
- (158) 「部会第1分科会第3回会議議事録」、前掲注17)、10頁(橋爪幹事発言)。
- (159) 「部会第1分科会第3回会議議事録」、前掲注17)、10頁(橋爪幹事発言)。

- (160) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討課題等)」、前掲注93)。
- (161) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、13頁(加藤幹事発言)。
- (162) 「部会第7回会議議事録」、前掲注7)、5頁(山下幹事発言)。
- (163) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (164) 「部会第1分科会第7回会議議事録」、前掲注111)、6頁(橋爪幹事発言)。
- (165) 「部会第8回会議から第10回会議までの意見要旨」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001273171.pdf>(2022年1月7日閲覧)、1-2頁。
- (166) 「部会第8回会議から第10回会議までの意見要旨」、前掲注165)、2頁。
- (167) 「部会第8回会議から第10回会議までの意見要旨」、前掲注165)、2頁。
- (168) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、13頁(加藤幹事発言)。
- (169) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、13頁(加藤幹事発言)。
- (170) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、13頁(今井委員発言)。
- (171) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、13頁(今井委員発言)。
- (172) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(検討課題等)(部会第1分科会第6回会議配布資料16)」、前掲注141)、2頁。なお、(a)(b)は当該資料では①②と掲載されているが、本章で使用している記号との関係から上記のとおり修正した。
- (173) 「部会第1分科会第9回会議議事録」、前掲注120)、2頁(玉本幹事発言)。
- (174) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、15頁(青木委員発言)。
- (175) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、15頁(青木委員発言)。
- (176) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、16頁(今井委員発言)。
- (177) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、16頁(今井委員発言)。
- (178) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、16頁(今井委員発言)。
- (179) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、17頁(橋爪幹事発言)。
- (180) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、17頁(橋爪幹事発言)。
- (181) 「部会第18回会議議事録」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001308510.pdf>(2022年1月7日閲覧)、10頁(吉田雅之委員発言)。
- (182) 「部会第18回会議議事録」前掲注181)、11頁(橋爪委員発言)。
- (183) 「部会第18回会議議事録」前掲注181)、11頁(橋爪委員発言)。

- (184) 「部会第18回会議議事録」前掲注181)、11頁(橋爪委員発言)。
- (185) 「部会第18回会議議事録」前掲注181)、11頁(橋爪委員発言)。
- (186) 「部会第18回会議議事録」前掲注181)、11頁(橋爪委員発言)。
- (187) 「部会第1分科会第4回会議議事録」、前掲注94)、16頁(青木委員発言)。
- (188) 「刑の全部の執行猶予制度の在り方(考えられる制度の概要)(部会第1分科会第9回会議配布資料28)」法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001261841.pdf>、2頁(2022年1月7日閲覧)。
- (189) 「部会第1分科会第9回会議議事録」、前掲注120)、7頁(福島幹事発言)。
- (190) 「部会第1分科会第9回会議議事録」、前掲注120)、7頁(福島幹事発言)。
- (191) 金、前掲注11)、41頁。
- (192) 「部会第10回会議議事録」、前掲注15)、2頁(川原委員発言)。
- (193) 「部会第10回会議議事録」、前掲注15)、4頁(青木委員発言)。
- (194) 「部会第10回会議議事録」、前掲注15)、6頁(田鎖麻衣子幹事発言)。
- (195) 「部会第12回会議議事録」、法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001279932.pdf>(2022年1月7日閲覧)、2-3頁(羽柴愛砂幹事発言)。
- (196) 「部会第8回会議議事録」、法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001269305.pdf>(2022年1月7日閲覧)、22頁(田鎖幹事発言)。
- (197) 「部会第10回会議議事録」、前掲注15)、2-3頁(川原委員発言)。
- (198) 「部会第12回会議議事録」、前掲注195)、3頁(羽柴幹事発言)。
- (199) 「諮問第103号に対する答申案」、前掲注1)、1頁。
- (200) 植野聡「刑種の選択と執行猶予に関する諸問題」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系4 刑の選択・量刑手続』(判例タイムズ社・2011年)、59-60頁。
- (201) 平成13年版から令和3年版の『犯罪白書』における取消事由別執行猶予取消人員のデータ、および『法曹時報』54巻(2002年)から74巻(2022年)の各第2号における「刑事事件の概況(上)」掲載の「通常第一審における執行猶予言い渡し人員及び保護観察言い渡し人員(懲役・禁錮)(地裁・簡裁)」のデータに基づき筆者作成。
- (202) 『令和3年版 犯罪白書』、38頁。